

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第77号

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

相模原市国民健康保険条例(昭和34年相模原市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条第2項に規定する協議会」に改める。

第7条第1項中「国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第27条第1項中「及び第28条の2」を「から第28条の3まで」に改める。

第28条の3第1項中「第28条の3に」を「第28条の4第1項に」に、「第28条の3第1項」を「第28条の4第1項」に改め、同条を第28条の4とし、第28条の2の次に次の1条を加える。

第28条の3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額は、当該所得割額及び被保険者均等割額(当該被保険者均等割額について第28条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が地方税法第703条の4第11項、第19項及び第27項に定める額を超える場合には、その額)とする。

- (1) 出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条の30

の5に定める場合には、出産の日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該所得割額の算定に係る年度に属する月数を乗じて得た金額

(2) 出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第14条の規定により算定した被保険者均等割額(第28条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該被保険者均等割額の算定に係る年度に属する月数を乗じて得た金額

(3) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第16条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該所得割額の算定に係る年度に属する月数を乗じて得た金額

(4) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第18条の規定により算定した被保険者均等割額(第28条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該被保険者均等割額の算定に係る年度に属する月数を乗じて得た金額

(5) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第20条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該所得割額の算定に係る年度に属する月数を乗じて得た金額

(6) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第22条の規定により算定した被保険者均等割額(第28条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該被保険者均等割額の算定に係る年度に属する月数を乗じて得た金額

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に出産被保険者がある場合には、当該納税義務者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。附則中第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る令和5年度の国民健康保険税の減額に係る特例)

第16条 出産被保険者が18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合の令和5年度における第28条の3の規定の適用については、同条第1項第2号及び第4号中「第28条」とあるのは、「第28条及び附則第15条の規定により読み替えて適用する前条」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の相模原市国民健康保険条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。